

第 8 7 7 回

宿 毛 市 農 業 委 員 会 会 議

1. 日 時 令和6年8月8日（木曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 301会議室

3. 出席者（ 11名）

2番 山口 一晴	4番 山本 欣史	5番 岩本 誠司
6番 井垣 水里	7番 澤田 誠規	9番 小島 久司
10番 寺田 巧		

1番 松本 功	3番 川島 照久	5番 赤星 文香
6番 山本 大		

4. 欠席者（ 7名）

1番 稲田 義敬	3番 濱田 頼之	8番 西山 成彦
11番 羽賀 大透		

2番 保田 稔	4番 堀内 愛貴	7番 浦田 久永
---------	----------	----------

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長	小松 憲司	事務局	主任 柴岡 恵美
産業振興課 農業振興係長	溝渕 健躬		

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第5条許可申請審査について
議案第3号	宿毛市農用地利用集積計画について
議案第4号	農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（諮問）

○議長　これより、第877回宿毛市農業委員会の会議を開会します。
「議事録署名委員」の指名を行います。10番 寺田 巧 委員、
2番 山口 一晴 委員にお願いします。
(なお、1番 稲田 義敬 委員、3番 濱田 頼之 委員、8番 西山 成彦 委員、11番 羽賀 大透 委員、2番 保田 稔 委員、
4番 堀内 愛貴 委員、7番 浦田 久永 委員より宿毛市農業委員会
会規程10条の規定による欠席の申し出がありました。)

○議長　議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議長　事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員　議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。
受付番号12番。場所は2ページに位置図をつけております。
大字宿毛と貝塚。宿毛バイパス沿い、宿毛授産園・宿毛育成園の実習施設付近にある農地の2筆です。
譲受人は社会福祉法人 高知西南福祉協会。宿毛市貝塚にあり、宿毛育成園、宿毛授産園等の施設を運営し、障がい者福祉に携わっている法人になります。多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として社会福祉事業を行っています。
施設利用者の訓練用カリキュラムの一環として農作業を取り入れており、実習用の農地を探していたところ、今回の申請地が見つかり、申請に至っています。
売買で取得後の田・畑では水稻と果樹を耕作するとの計画が出されています。
農地法3条の不許可の例外である農地法施行令2条1項1号ハに規定する「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるもの（学校法人、医療法人、社会福祉法人その他営利を目的としない法人）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」に該当すると考えております。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されています。
農地法3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
本申請は双方から委任を受けた四万十市の曽根行政書士から提出されて

おります。

続きまして受付番号13番。場所は3ページに位置図をつけております。
大字宿毛、鷺洲地区。譲受人の自宅横にある農地、1筆です。

売買で、田では果樹（土佐文旦・レモン・小夏）を耕作するとの計画が
出されています。

全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。

本申請は双方から委任を受けた四万十市の西川行政書士から提出されて
おります。

農地法3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考え
ております。

以上2件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号12番について、街区地区担当の松本委員より説
明をお願いいたします。

○松本委員 【議案書をもとに12番朗読】

8月1日に稲田委員と現地調査を行いました。現場は特に問題ないと思
われます。その後、稲田委員が双方に電話確認したところ、間違いな
いのでよろしくお願いいたしますということです。以上です。

○議 長 続きまして、受付番号13番について、西地区担当の山口委員より説明
をお願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに13番朗読】

双方に連絡を取ったところ、事務局からもあったように、●●さん（譲
受人）のご自宅の横の畑で譲渡することになったようです。柑橘類を植え
るという話でしたが、本人に聞いたところ野菜を植えようかと考えてい
るとの事です。双方よろしくお願いいたしますのことでした。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は
ございませんか。

（審議中）

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議 長 これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議 長 異議なしと言うことですので、「議案第1号」2件は、許可することに決しました。

- 議 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

- 議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

- 事務局長 議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」ご説明いたします。
受付番号6番。申請場所 所在地 大字小深浦。5ページに位置図を付けております。主要県道宿毛津島線沿いから山手に広がる農地のうちの1筆です。

転用目的としましては、申請地は数十年前にかさ上げされた土地であり、昨年まで飼料用作物の栽培を行っていましたが、水はけが良すぎるため耕作に不向きな農地であることから、その有効活用を検討したところ、太陽光発電施設用地に提供することとし、事業者はクリーンエネルギーを供給するため事業を計画したものです。

申請地は、太陽光発電に必要な日照を確保できるだけの開けた土地で効率的に発電可能なパネル枚数を設置できる十分な広さを有しているため予定地として選定したものです。

なお、本申請は委任を受けた四万十市の曽根行政書士から提出されております。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。

転用所要面積は、1,423.00 m²。資金計画としましては土地取得費が2,641,636円、施設設置費が10,393,030円。合計13,034,666円を自己資金で賄うこととしております。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

続きまして、受付番号7番。申請場所 所在地 大字押ノ川。6ページに位置図をつけております。宿毛ゴルフセンター手前に広がる農地のうちの1筆です。こちらの申請地、先月この付近で一ヶ所申請が出ていましたが、こちらの隣接地になります。

農地の有効活用を検討していたところ、太陽光発電施設用地に提供することとし、事業者はクリーンエネルギーを供給するため事業を計画したものです。

申請地は太陽光発電に必要な日照を確保できるだけの開けた土地で、有効的に発電可能なパネル枚数を設置できる十分な広さを有しているため、この度予定地として選定したものです。

なお、本申請は先ほどと同じですが、委任を受けた四万十市の曽根行政書士から提出されております。

農地展評に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。

転用所要面積は、274.00 m²。資金計画としましては土地取得費が1,993,091円、施設設置費が8,045,640円。合計10,038,731円を自己資金で賄うこととしております。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

最後に、受付番号8番。申請場所 所在地 大字平田町黒川。7ページに位置図を付けております。主要地方道土佐清水宿毛線、三原方面に進み右折し上駄場地区に入った左側の農地の一部になります。

本案件は、太陽光パネルを支える支柱部分などの一時転用の申請で、以前定例会で許可しており、今回3年間の一時転用の許可期間が9月3日付けで満了するため、更新の申請に至ったものです。申請地は、農地の広がりから「第1種農地」となっておりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。雨水は地下浸透で処理することから、営農や周辺農地への影響はないものと思われれます。また、一時転用の期間は今後も引き続き3年間となっております。

次にパネルの下の方の農地の状況について説明いたします。

営農型太陽光発電設備の下部の農地では、引き続き、さかきとしきみを栽培する計画となっております。生育に支障のない遮光率で設計されていることを確認しております。

さらに、営農型太陽光発電設備の下部の農地で栽培するにあたっては、営農上の支障がないか、当該作物の栽培などについて知見を有する者からの意見書の提出を受けることとなっており、本計画が適当である旨の意見

書の提出を農協 OB 職員より受けております。

次に、申請地の下部における営農状況について説明いたします。

申請人から営農状況の報告書の提出もありました。現地調査にて草刈り等の保全管理もなされており、周辺に影響がないよう営農していることを確認しておりますので、今回の更新の申請を受理しております。

農地の転用所要面積は、2筆ありまして、636.00 m²のうちの支柱部分の0.28 m²、また36 m²のうち0.08 m²となっております。資金計画としましては、建築費900万円がありましたが、そちらについては、設置されておりますので、支払いは終わっております。自己資金が100万円。建築費の900万円については銀行の融資で賄うこととしております。

農地区分につきましては、先ほど説明しましたように、第1種農地として判断されますが、3年間の一時転用の申請のことより転用に支障なしと考えております。

本日の5条申請は以上3件となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号6番について、西地区担当の山口委員より説明をお願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに6番朗読】

●●さん（譲渡人）、●●●●●（譲受人）は担当の●●さんに連絡をとりました。間に不動産業者が入っているらしく、その業者の方から●●さん（譲渡人）の方に、どこか売ってくれんろうかと話があつて、事務局から言われた通り水はけが良すぎて非常に作りにくい所で今回の土地を、ここやったらいいよと売ることになったそうです。双方ともよろしく願いますということでした。以上です。

○議長 続きまして、受付番号7番について、押ノ川地区担当の松本委員より説明をお願いいたします。

○松本委員 【議案書をもとに7番朗読】

8月1日に稲田委員と現地調査に行きました。前回の●●さんの隣地。現場は特に問題はないかと思われまふ。その後、稲田委員が双方に電話で確認を取り、間違いないということですのでよろしく願いますということでした。以上です。

○議長 続きまして、受付番号8番について、黒川地区担当の井垣委員より説明

をお願いいたします。

○井垣委員 【議案書をもとに8番朗読】

先月28日、譲渡人、譲受人の住所が同じですが、ご夫婦との事です。ご夫婦に会い、現地の方も堀内委員と確認しまして、草刈り等もきれいにしていたし、さかきも育っていました。農地パトロール中にも事務局と一緒に回って確認しました。審議のほどよろしくお願いしますとのことです。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○寺田委員 つまらないことですが、2点だけ。有償の時端数1円単位まで出ているのはなんでやろうか。それと8番、面積ですが、0.28と0.08では0.42にはならないと思うがよ。

○事務局長 すみません。面積の方ですが、0.42は合っているのでも0.28を0.36に修正をお願いします。

○小島委員 0.36でも合わんで。

○事務局長 すみません。確認させてください。先ほどの2件とは違って、ポールが刺さっている所の面積だけになりますので。またお金の関係については、そんな質問が来るとは思わず。出てきたものをそのまま読み上げさせていただいてまして、すみません。こちらも確認させてください。

○川島委員 あれね。㎡何ぼで計算するとこんなに出るがよ。払うときには半端はええわってなるろうけど、書類上は何ぼって業者は書くがよ。

○寺田委員 つまらん質問して、すみません。

○川島委員 まあ、ええわ。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 長 これより採決をいたします。
議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」3件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 長 異議なしということですので、「議案第2号」3件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議長 長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議長 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」ご説明いたします。
受付番号47番についてご説明いたします。場所は山奈町山田にある農地の1筆になります。平成27年12月に高知県農業公社と利用権設定を行い、●●●●さんという方に配分されておりました。●●●●さんが体調を崩し、経営規模の見直しを図ることになり関係機関と協議した結果、該当農地は地域の担い手農家が引き受け耕作が見込まれること、地主の了承も得られたことから、農業公社との契約を合意解約することになりました。解約した農地1筆を再転貸する内容になります。利用権の種類は使用貸借で、期間は当初の設定期間の残日数、令和7年12月までになります。
登記及び現況地目は田で水稻を作るとの計画が出されております。
再転貸の案件であることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 続きまして、受付番号47番について、山田地区担当の山本委員より説明をお願いいたします。

○山本委員 【議案書をもとに47番朗読】

先ほど事務局より説明していただきました。耕作者の●●さんに確認取りましたところ、間違いはないということでございます。それぞれ皆さんよろしくとのことでございました。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、「議案第3号」1件は、市に通知することに決しました。

(産業振興課 溝渕係長 入室)

○議 長 続きまして、議案第4号「農地利用集積等促進計画案の意見聴取について」を議題といたします。

○議 長 産業振興課 溝渕係長より議案の説明をお願いします。

○産業振興課 溝渕係長

産業振興課 溝渕です。よろしくお願いします。

議案書8ページをご覧ください。議案第4号 農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。先ほど議案第3号にて承認いただきました農用地利用集積計画（受付番号47番）にあります、高知県農業公社が借り受けた農地につきまして、この農地については、これまで●●●●氏と高知県農業公社との間で使用貸借を結んでおりましたが、合意解約を行い、農業公社が借り受けた農地を受け手に再転貸する計画です。

議案第4号として9ページをご覧ください。農地利用集積計画書によりますと、宿毛市山奈町山田字●●●●につきまして、受け手として●●●●氏が当該地域の人・農地プランの中心経営体に位置づけられ、借受者として適当であると集積等促進計画を作成しております。受け手の農業経営状

況等は12ページになりますので合わせてご覧ください。

以上、農用地利用集積等促進計画の説明になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは、これより採決をいたします。
議案第4号「農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」担当課より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め、市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、「議案第4号」1件は、市に答申することに決しました。溝渕係長、ありがとうございました。

(産業振興課 溝渕係長 退室)

(協議事項)

○議 長 続きまして、協議事項にはいります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。本日は1件です。
受付番号11番。申請場所 所在地は大字平田町戸内。登記地目 畑1筆。14ページに位置図をつけております。
場所は、大字平田町戸内。申請地は30年以上前から耕作放棄し山林化し、周囲の部分と一体化しております。内容によれば、今後も耕作の予定はなく、所有者につきましては対象農地を相続したものの、県外に長きにわたり居住しており宿毛へ帰る予定もなく、原野化となり現在に至っております。

以上、農地への復帰は困難と考えます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 続きまして、受付番号11番について、戸内地区担当の自分の方から説明します。

○岩本委員 【議案書をもとに11番朗読】

もともとうちの隣の●●●さんという方の土地で、6～7年前に亡くなって弟の●●君、お姉さんの●●さんが相続していたが、弟の●●君に全部相続することにしたいと、うちのにも電話があつて相談にのつたことです。場所は北川地区の一番奥、池の手前の左側。うちの近所に畑、山もあるけど境も分からんくらい繋つていてその一体農地に戻すことは困難ですので、よろしくお願いします。以上です。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○寺田委員 これ、一旦現況を非農地でやって、それから●●さん（お姉さん）の方から●●さん（弟さん）へ持分を移転するということ。何をしたいのかわからん。

○岩本委員 とりあえず、●●君に名義を移さないと。風力発電があつて、送電線の下を借り受けるのに、登記せんといかんがやないかと。自分の勝手な話やけど。うちもそれでやりました。

○寺田委員 わかりました。

○議長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。
非農地証明1件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、非農地証明 1 件は、証明することに決しました。

(報告事項)

○議 長 事務局より報告事項があります。

○事務局員 (①公務災害保証加入手続きについて)

「公務災害補償制度」の掛金を本日集金させていただきます。領収書については 9 月議会議案書送付時に同封させていただきます。

(②次回会議の日程について)

次回会議の日程についてお知らせします。次回は 9 月 5 日 (木) 午後 1 時 30 分開会の予定です。なお、会議への各種申請書類受付締切日は 8 月 9 日 (金) で、議案送付は 8 月 29 日 (木) の予定です。

○議 長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

議 長

それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。
これで第877回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和6年8月8日

会 長

岩本 誠司

農業委員

山崎 晴

農業委員

寺田 巧